

## 第 2 章 監 査

### ○ 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員条例

平成 14 年 2 月 21 日  
条 例 第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 202 条の規定により、東総地区広域市町村圏事務組合規約に定めるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（請求又は要求による監査）

第 2 条 監査委員は、法第 98 条第 2 項若しくは第 243 条の 2 第 3 項の規定による監査の請求又は第 199 条第 5 項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 10 日以内に監査に着手しなければならない。

（定例監査及び随時監査）

第 3 条 監査委員は、法第 199 条第 4 項及び第 5 項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を定め管理者に通知しなければならない。

（決算等の審査）

第 4 条 監査委員は、法第 233 条第 2 項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、30 日以内に意見を付けて管理者に送付しなければならない。

（現金出納の検査）

第 5 条 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査は、毎月 15 日に行う。ただし、その期日が東総地区広域市町村圏事務組合の休日を定める条例（平成 5 年条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する休日に当たるとき、その他検査を行うことができないときは、その期日を変更することができる。

（公表の方法）

第 6 条 監査委員の行う公表の方法は、東総地区広域市町村圏事務組合公告式条

例（昭和 46 年条例第 1 号）の例による。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。